

令和4年2月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第160号の概要

(学校教員統計調査の変更)

1 学校教員統計調査の概要（前回調査・令和元年度）

調査の目的

学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにする。

調査の概要

調査範囲
報告者数

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等
- ・約55,000校（下表の「報告者の選定」を参照）

調査期日

- ・令和元年の10月1日現在
（教員異動調査票については平成30年度の1年間）

調査周期

3年

調査期間

令和元年10月～12月

結果公表

- ・中間報告：令和2年7月
- ・報告書：令和3年3月

調査方法

郵送又はオンライン

調査票	調査事項	報告者の選定（注）
①教員個人調査票	教員個人別の性別、年齢、職名、勤務年数、学歴、免許状の種類、担任の状況、給与月額等 （個人ベースの把握 → いわば「詳細調査」）	学校の種別により全数又は無作為抽出
②学校調査票	性別、年齢別、職名別本務教員数 （人数ベースの把握 → いわば「簡易調査」）	①の対象にならない学校
③教員異動調査票	採用、転入等の異動状況	全数（専修学校・各種学校を除く。） ※異動があった学校のみ回答

（注）調査対象となる学校は、異動があった場合に③を回答するほか、①又は②のいずれかに回答する。

②は、①の情報を人数ベースに集計した表形式の調査票であるため、①を作成する学校（＝②を作成しない学校）の情報は、②の集計にも活用される。

特別支援学校は、数が限られているため、①が全数調査で行われる。

2 調査結果の利活用状況

1 中央教育審議会において利用

- ◆ 初等中等教育段階でのいわゆる「教師不足」について議論するため、教員の年齢構成や離職理由に関する基礎資料として活用
- ◆ 大学教育の質保証の在り方に関して、教員の給与や授業担当時間に関する基礎資料として活用

2 科学技術・学術審議会において利用

- ◆ 博士人材のキャリアパスに関する参考資料として研究者の年齢構成に関するデータを活用

3 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において利用

- ◆ 教員の年齢構成推計に関する参考資料として、教員の年齢構成に関するデータを利用

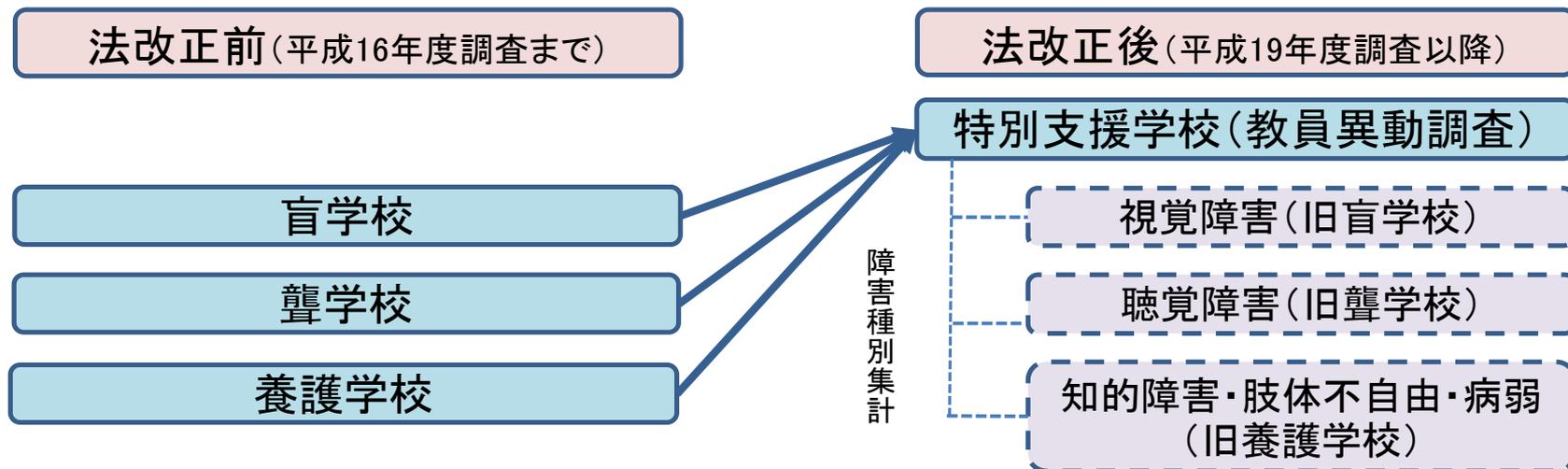
3 今回の変更（集計事項の一部取りやめ）

（1）変更内容

- 「教員異動調査票」における特別支援学校の集計のうち、暫定的に行ってきた旧学校種による集計を取りやめる

（2）経緯

- 我が国では、平成18年度（2006年度）まで障害児・者に関する学校の種別として、盲学校、聾学校、養護学校が設けられていたが、19年度（2007年度）の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）改正に伴い、「特別支援学校」に統合
- これに伴い、本調査においても、平成19年度調査から
 - ① 「学校調査票」、「教員個人調査票」及び「教員異動調査票」の3票とも、盲学校、聾学校、養護学校別に行っていた集計を「特別支援学校」としての集計に変更
 - ② 「学校調査票」及び「教員個人調査票」については、個々の教員が担当する障害種別ごとの集計を開始
 - ③ 「教員異動調査」については、経過措置的な位置づけとして、旧学校種による集計を暫定的に継続



3 今回の変更（集計事項の一部取りやめ）

(3) 集計の現状と今後の取扱い（教員異動調査票）

- 教員異動調査票は、採用や転入など、学校間における教員の出入りの状況を把握するものであり、教員個人調査票のように、個々の教員における障害種別担当状況に関する調査事項は設けられていない。
- そのため、法改正前の旧学校種を便宜的に用いて、時系列へのニーズにも配慮。（例えば、旧盲学校である特別支援学校から提出された調査票は、機械的に「視覚障害」に集計。集計表には、以下の注釈が付されている。）

（注）特別支援学校（視覚障害）とは、便宜上、平成18年度以前に盲学校に区分されていた学校について、集計を行ったものである。

⇒ しかし、法改正から10年以上を経過し、教育の対象を他の障害種別に拡充する学校や、新規の特別支援学校も存在。また、本集計の利活用を確認した結果、特別支援学校としての集計があれば足りており、旧学校種による集計について特段の利活用が認められず、今後直ちに施策上の利活用の発生も想定されない。

⇒ **暫定的に行ってきた旧学校種による集計を取りやめ**

《調査票様式》

(4) 整理番号	(5) 性別 1 男 2 女	(6) 年 齢 (歳)		(7) 職 名		(8) 学 歴 (採用・転入者のみ)	(9) 所 属 校 の 課 程	(10) 異 動 の 状 況	(11) 採 用 の 状 況				(12) 転入の状況		(13) 離 職 理 由
		① 新 卒 内 採 用 者 の 別	② 前 職 教 員	③ そ の 他	④ 本 務 教 員 の 有 無				① 転 学 入 校 前 の 種	② 県 内 ・ 県 外 の 別					

(参考)「教員個人調査票」における障害種別の集計

■ 特別支援学校提出の調査票の「(10)障害種別担当状況」の回答（教員個人ごとの担当情報）を用いて、障害種別に集計

■ 集計表には、以下のような注釈が付されている。

(注) 特別支援学校（視覚障害）とは、特別支援学校の教員のうち、担当障害種別が視覚障害であるものについて集計を行ったものである。

《調査票様式（特別支援学校用）》

(3) 整理番号	(4) 性別 1 男 2 女	(5) 年齢 (歳)	(6) 職名	(7) 勤務年数 (年)	(8) 学歴	(9) 免許状の種類				(10) 障害種別担当状況	(11) 授業担任状況	(12) 週授業科目等担任数	(13) 給料月額 (千円)	(14) 行番号

- 1 視覚障害
- 2 聴覚障害
- 3 知的障害
- 4 肢体不自由
- 5 病弱・身体虚弱

注1) 教員個人調査票は、教員個人の保有資格や授業の担当状況などを詳細に把握するものであることから、学校種ごとに調査票を設定

注2) 「(10) 障害種別担当状況」については、1人の教員が複数の障害種別を担当している場合、「1・3」というように、複数回答される場合あり